

令和8年定例会 提出議案件名一覧表(6月3日及び6月16日上程分)

議案第79号	令和8年度三重県一般会計補正予算(第2号)
議案第80号	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第81号	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
議案第82号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第83号	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
議案第84号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第85号	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第86号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第87号	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
議案第88号	三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案
議案第89号	工事請負契約の変更について(三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事)
議案第90号	財産の取得について
議案第91号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について
議案第92号	令和8年度三重県一般会計補正予算(第3号)
諮問第1号	諮問について ※6月12日採決済

令和8年定例会6月定例会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	2			1	1			
審査中分								
計	2			1	1			

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の報告を求めるもの
政策企画雇用経済観光	請 54	「非核三原則」の堅持を求めることについて	津市乙部 14-18 原水爆禁止三重県協議会 事務局長 田中 茂実	吉田 紋華	不採択	
政策企画雇用経済観光	請 55	米国、イスラエルによるイラン攻撃の即時中止と停戦を求めることについて	津市乙部 14-18 三重県平和委員会 代表者 西尾 比呂也	吉田 紋華	審査中	

令和8年定例会6月定例会会議 意見書案一覧表

令和8年6月

[意見書案]

○議員発議

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 意見書案第8号 | 地方財政の充実及び強化を求める意見書案 |
| 意見書案第9号 | 自衛隊の任務と自衛官の職務に関する理解促進等の取組を求める意見書案 |
| 意見書案第10号 | 核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書案 |

意見書案第 8 号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

提 出 者

伊 藤 雅 慶

世 古 明

芳 野 正 英

川 口 円

山 内 道 明

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体は、急激な少子高齢化に伴う社会保障施策の実施、子育て施策の充実、人口減少下における地域活性化対策、D Xの推進、脱炭素化を目指した環境対策、物価高騰対策等、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。さらに、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、現場における疲弊感は日々深刻化している。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、政府は、地方一般財源の総額について、2027年度までは、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

しかし、物価高騰及び労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、現行の地方一般財源の総額から一步踏み出した水準を確保するなど、より積極的に地方財政の充実及び強化を図ることが求められる。

よって、本県議会は、令和9年度の政府予算編成及び地方財政対策において、物価高騰及び賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保のみならず、多様化・複雑化する住民ニーズ及び地域課題の対応に要する経費も含め、一般財源総額のさらなる充実が図られた地方財政を実現するよう、国に対し、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体D Xの推進、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、これを支える人材を確保するための人件費を重視する観点から、現行の水準にとどまらず、より積極的に地方財源の確保及び充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療及び介護の確保、生活困窮者の自立支援等、よ

り高まりつつある社会保障に対する財政需要が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含め、社会保障経費の十分な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材の確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らずに、より自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。また、地域間の財源偏在の是正に向けては、所得税及び偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 減税政策を検討するに当たっては、地方財政を毀損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどにより、特段の配慮を行うこと。また、減税を実施することにより地方公共団体の減収が見込まれる場合には、確実にその補填を行うこと。
- 5 地方財政計画に「地方創生推進費」として計上されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、より明確に恒久的財源として位置付けること。
- 6 令和9年度の給与改定に備え、必要な財政措置を講じること。
- 7 会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
- 8 地方公共団体情報システムの標準化の取組を推進するに当たっては、その移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財政措置を講じること。また、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、マイナンバーカードの健康保険証利用、マイナンバーカードと運転免許証の一体化、サイバーセキュリティ対策強化等、自治体DXの推進に伴い地方公共団体において情報システムの改修、事務の負担及び人件費の増大が見込まれる場合には、必要な財政措置を講じること。
- 9 地域の活性化に向けてその存在意義が改めて重視されている地域公共交通については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普

通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策の充実を図ること。

- 10 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政措置を講じること。
- 11 人口減少に直面する小規模地方公共団体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図ること。
- 12 地方公共団体が行う事業においては、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（地方創生）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

意見書案第9号

自衛隊の任務と自衛官の職務に関する理解促進等の取組を求める
意見書案

上記提出する。

令和8年6月23日

提 出 者

市 川 岳 人

難 波 聖 子

石 垣 智 矢

野 村 保 夫

田 中 祐 治

東 豊

今 井 智 広

青 木 謙 順

中 森 博 文

服 部 富 男

自衛隊の任務と自衛官の職務に関する 理解促進等の取組を求める意見書案

自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛する任務に加え、大規模災害等の発生時における災害派遣活動、国際平和協力活動等、多岐にわたる重要な役割を果たしている。

また、自衛官は、サービスの宣誓において「事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえること」を誓い、自衛隊の使命を自覚し、強い責任感を持って、日々職務に従事している。

しかしながら、本年6月、国会において、自衛官を目指す人の経済状況に関する発言がなされ、自衛官とその御家族及び将来自衛隊への入隊を志願する者に対する偏見を助長しかねない事態が生じた。

自衛隊への入隊動機は、国を守りたいという使命感、災害派遣での貢献、専門技術の習得、公務への志等様々であり、特定の家庭環境と結び付けて語られるべきものではない。

他方、厳しさを増すわが国の安全保障環境の中、防衛力の強化のためには、その担い手である自衛官の確保が必須であるにもかかわらず、自衛官の募集は困難な状況にあり、定員割れの状態となっている。

よって、本県議会は、自衛官が、国防という国家にとって極めて重要な任務に誇りをもって専心し、士気高く任務を全うできるよう、国に対し、以下の事項を強く求める。

記

- 1 自衛隊の任務と自衛官の職務に対する国民の正しい理解を深めるための情報発信及び啓発を行うこと。
- 2 国民の命と暮らしを守るための自衛官の貢献に対する国民の幅広い理解を得るための取組を強化すること。
- 3 自衛官とその御家族が、自衛官という職業について、誇りと名誉を感じることができる処遇の確立及び環境整備を進めること。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

防衛大臣

意見書案第10号

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める
意見書案

上記提出する。

令和8年6月23日

提 出 者

山 内 道 明

今 井 智 広

核兵器禁止条約第1回再検討会議への オブザーバー参加を求める意見書案

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略及び中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した情勢が続いており、核保有国による核威嚇又は核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発、保有及び使用を全面的に禁止し、被害者支援及び環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

令和3年1月の同条約の発効以来、これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして、本年11月、同条約発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらし、国際社会の安全及び人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国であるわが国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で我が国は、同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加することは、我が国が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となるとともに、被爆の実相を世界に突き付け核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に、我が国が平和国家として歩む決意をより確固たるものとして示すことにつながる。

よって、本県議会は、政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議へ

オブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に
関与されることを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 藤 田 宜 三

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

令和8年定例会6月定例会月会議 決議案一覧表

令和8年6月

[決議案]

○議員発議

決議案第1号 北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議案

決議案第 1 号

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓
発を推進する決議案

上記提出する。

令和 8 年 6 月 2 3 日

提 出 者

伊 藤 雅 慶

世 古 明

市 川 岳 人

難 波 聖 子

芳 野 正 英

川 口 円

石 垣 智 矢

山 内 道 明

田 中 祐 治

東 豊

中 森 博 文

服 部 富 男

北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を 深めるための広報啓発を推進する決議案

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最重要課題である。拉致問題が長期化する中で、その解決のためには、一層の世論喚起が不可欠であり、特にこれまで拉致問題に触れる機会の少なかつた若い世代に、拉致問題は過去の出来事ではなく現在進行形の人権侵害かつ犯罪行為であるとの理解促進を図ることが重要である。

これを踏まえ、本年2月、拉致問題担当大臣及び文部科学大臣は、「北朝鮮当局による日本人拉致問題に関する若年者向けの取組促進等について（依頼）」を発出し、学校等に、拉致問題に関する授業の実施等を要請している。

学校等におけるアニメ「めぐみ」、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」、「拉致被害者御家族ビデオメッセージ～必ず取り戻す！愛する家族へ～」、拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」、電子漫画「母が拉致された時 僕はまだ1歳だった」、子ども向けパンフレット「たいせつな人を取り戻すために」等の活用、「拉致問題に関する作文コンクール」への参加等を通じて、多くの児童生徒等に拉致問題に関心を持ってもらえる取組の促進が図られることが大切である。

よって、本県議会は、北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発の取組の充実が図られるよう推進する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

議員派遣一覧表

1 第20回紀伊半島三県議会交流会議

(1) 派遣目的

「第20回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。

(2) 派遣場所 和歌山県伊都郡高野町

(3) 派遣期間 令和8年8月4日 1日間

(4) 派遣議員 田中 智也 議員 藤根 正典 議員
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員
中森 博文 議員

2 全国都道府県議会議長会 女性議員研究交流大会

(1) 派遣目的

地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深めることを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 派遣期間 令和8年8月25日 1日間

(4) 派遣議員 吉田 紋華 議員 松浦 慶子 議員
杉本 熊野 議員

6月30日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・決議案の提出について
- ・議案の配付について

日程第 1 議案第 79 号から議案第 92 号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第 2 請願の件
〔討論、採決〕

日程第 3 意見書案第 8 号から意見書案第 10 号まで
〔討論、採決〕

日程第 4 決議案第 1 号
〔討論、採決〕

日程第 5 議案第 93 号及び議案第 94 号
〔提案説明、採決〕

日程第 6 議員派遣の件

休会の件

散 会

全員協議会

議員連盟総会

委員長会議

広聴広報会議

令和 8 年定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考
9月	7日	月	休 会	議会運営委員会
	8日	火	休 会	
	9日	水	休 会	
	10日	木	休 会	
	11日	金	休 会	
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	本会議 議案上程(9月定例会会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	15日	火	休 会	
	16日	水	休 会	
	17日	木	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	18日	金	休 会	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月		(敬老の日)
	22日	火		(国民の休日)
	23日	水		(秋分の日)
	24日	木	本会議 一般質問	
	25日	金	休 会	
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	本会議 一般質問	
	29日	火	休 会	
	30日	水	本会議 一般質問	
10月	1日	木	委員会 予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	2日	金	休 会 全員協議会(展開方針、予算調製方針)	
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月	委員会 付託議案審査[政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	6日	火	委員会 付託議案審査[総務地域連携交通、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会]	
	7日	水	委員会 付託議案審査[政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	8日	木	委員会 付託議案審査[総務地域連携交通、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会]	
	9日	金	休 会 (常任委員会予備日)	
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月		(スポーツの日)
	13日	火	休 会 (委員会等予備日)	
	14日	水	本会議 代表質問 予算決算常任委員会(採決)	
	15日	木	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	16日	金	本会議 採決 議案上程 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)	
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	休 会	
	20日	火	休 会	
	21日	水	委員会 全員協議会(定期監査結果、内部統制) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	22日	木	委員会 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	23日	金	休 会	
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月	休 会	
	27日	火	休 会	
	28日	水	委員会 予算決算常任委員会(決算総括質疑)	
	29日	木	休 会	
	30日	金	委員会 予算決算常任委員会分科会[政策企画雇用経済観光、 防災県土整備企業、教育警察]	
	31日	土		

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	日		
	2日	月	委員会 予算決算常任委員会分科会〔総務地域連携交通、 環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院〕	
	3日	火		
	4日	水	休 会 (文化の日)	
	5日	木	休 会 (委員会等予備日)	
	6日	金	休 会	代表者会議
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月	休 会	
	10日	火	休 会	
	11日	水	休 会	
	12日	木	休 会	
	13日	金	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月	休 会	
	17日	火	休 会	
	18日	水	休 会	
	19日	木	本会議 採決 議案上程(11月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	20日	金	休 会	
	21日	土		
	22日	日		
	23日	月		
	24日	火	休 会 (勤労感謝の日)	
	25日	水	休 会	
	26日	木	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	27日	金	休 会	
	28日	土		
	29日	日		
	30日	月	本会議 一般質問	
12月	1日	火	休 会	
	2日	水	本会議 一般質問	
	3日	木	休 会	
	4日	金	本会議 一般質問	
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	8日	火	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	9日	水	委員会 付託議案審査〔 政策企画 雇用経済観光、防災 県土整備企業、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	10日	木	委員会 付託議案審査〔 総務地域連携交通、環境生活 農林水産、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	11日	金	委員会 付託議案審査〔 政策企画 雇用経済観光、防災 県土整備企業、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	委員会 付託議案審査〔 総務 地域連携交通、 環境生活 農林水産、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	15日	火	休 会 (常任委員会予備日)	
	16日	水	休 会 (委員会等予備日)	
	17日	木	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	18日	金	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・ 9月14日(月) 午後5時
- ・ 11月19日(木) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

- ・ 7月1日(水)～9月13日(日)
- ・ 10月17日(土)～11月18日(水)

日	令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月	2月	3月	4月	5月	6月	日									
1	水	土	火	代表者会議	木	予決(企業会計) (予決総括質疑)	日	火	金	(元日)	月	代表者会議	月	木	土	火	議案上程	1				
2	木	日	水	県内調査	金	全協(展開方針・予 算方針)	月	総地・環農・医子 分科会(決算)	水	一般質問	土	火	追加議案上程	火	金	日	水	2				
3	金	月	木	県外調査	土		火	(文化の日)	木		日	水	一般質問・質疑	水	土	月	(憲法記念日)	木	3			
4	土	火	金	県外調査	日		水	(委員会等予備日)	金	一般質問	月	木	予決(総括質疑)	木	日	火	(みどりの日)	金	4			
5	日	水	土		月	政雇・環農・医子 常任委・分科会	木		土		火	金	常任委・分科会	金	月	水	(こどもの日)	土	5			
6	月	木	日		火	総地・防農・教警 常任委・分科会	金	代表者会議	日		水	土		土	火	木		日	6			
7	火	金	月	議運	水	政雇・環農・医子 常任委・分科会	土		月	予決(当初予算要 求状況)	木	日		日	水	金	各派世話人会	月	代表質問・質疑	7		
8	水	土	火		木	総地・防農・教警 常任委・分科会	日		火	予決(当初総括的質疑) (予決総括質疑)	金	月	議運	月	常任委・分科会	木	土		火	8		
9	木	日	水		金	(常任委員会予備 日)	月		水	政雇・防農・教警 常任委・分科会	土	火		火	常任委・分科会	金	日		水	一般質問	9	
10	金	予決(県政レポー ト)	月	木	土		火		木	総地・環農・医子 常任委・分科会	日	水	全協(当初予算)	水	常任委・分科会	土	月	開会 各派世話人会	木		10	
11	土	火	(山の日)	金	日		水		金	政雇・防農・教警 常任委・分科会	月	(成人の日)	木	(建国記念の日)	木	(常任委員会予備 日)	日	火	各派世話人会	金	一般質問	11
12	日	水		土	月	(スポーツの日)	木		土		火		金		金	(委員会等予備日)	月	水	各派世話人会	土		12
13	月	木	日	火	(委員会等予備日)	金	予決(採決) 議運	日			水	土		土		火	木	役員改選	日		13	
14	火	金	月	議案上程	水	代表質問 予決(採決)	土		月	総地・環農・医子 常任委・分科会	木	日		日		水	金		月		14	
15	水	土	火		木	代表者会議 議運	日		火	(常任委員会予備 日)	金	月	議案上程	月	予決(採決)	木	土		議案上程	火	一般質問	15
16	木	日	水		金	採決・議案上程 予決(一般・特別会計)	月		水	(委員会等予備日)	土	火	議案聴取会	火	代表者会議 議運	金	日		水		16	
17	金	月	木	議案質疑	土		火		木	予決(採決)	日	水		水	閉会(採決)	土	月		木	(予決総括質疑)	17	
18	土	火	金		日		水		金	代表者会議 議運	月	開会	木		木	日	火		金	常任委・分科会	18	
19	日	水	土		月	採決・議案上程	木		土		火		金	代表質問・質疑	金	月	水	代表者会議	土		19	
20	月	(海の日)	木	みえ高校生県議会	日		火		金		日	水	土	土	火	木	日		木		20	
21	火	金	月	(敬老の日)	水	全協(審査結果・内部統制) 予決(当初予算の考え方)	土		月	閉会(採決)	木	日		日	(春分の日)	水	金	常任委(所管説明)	月	常任委・分科会	21	
22	水	県内調査	土		火	(国民の休日)	木	予決(当初予算の 考え方)	日		火		金	月	月	(振替休日)	木	土		火	常任委・分科会	22
23	木	県内調査	日		水	(秋分の日)	金		月	(勤労感謝の日)	水		土	火	(天皇誕生日)	火	金	日	水	常任委・分科会	23	
24	金	県内調査	月		木	一般質問	土		火		木	日	水	一般質問	水		土	月	常任委(所管説明)	木	(常任委員会予備 日)	24
25	土	火	金		日		水		金		月	木	木	木	日	火	常任委(所管説明)	金	(委員会等予備日)	25		
26	日	水	県外調査	土			月	議案質疑	土		火		金	一般質問	金	月	水	議運	土		26	
27	月	木	県外調査	日			火		金		日	水	土	土	火	木		日		27		
28	火	金	県外調査	月	一般質問	水	予決(決算総括質 疑)	土			月		木	日	日	水	金	特別委(活動計画)	月	予決(採決)	28	
29	水	県内調査	土		火		木		日		火		金		木	(昭和の日)	土		火	代表者会議 議運	29	
30	木	県内調査	日		水	一般質問	金	政雇・防農・教警 分科会(決算)	月	一般質問	水	土		火	金	各派世話人会	日		水	採決	30	
31	金	県内調査	月		土		木		日		火		水		月						31	

本会議開催日
 議決休会日
 休日休会日

(注) 令和8年6月29日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。
最新の日程は三重県議会ホームページの『月別の日程』でご確認ください。

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が予想され、政府から「電力需給ひっ迫注意報」等が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において以下の2段階の対応を行います。

1 第1段階

(1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫注意報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が5～3%の見通しとなった場合、前日16:00を目途に注意報が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 照明を1/2とします。
- ② 1台を除き、エレベータを停止します。
- ③ （冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃下げます。
- ④ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

2 第2段階

(1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫警報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日16:00を目途に警報が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 可能な限り空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、熱中症等の健康被害を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。

電力需給ひっ迫時における本会議及び委員会の対応について（案）

1 第1段階（電力需給ひっ迫注意報発令）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～2/3程度、減灯する。
- ② 空調の設定温度を、冬季の場合は1℃下げる。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度、減灯する。
- ② 空調の設定温度を、冬季の場合は1℃下げる。

2 第2段階（電力需給ひっ迫警報発令）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行った上で議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行った上で議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。